

序議付議事案書

開催・令和7年6月25日

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子
件 名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について		
関係規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
事項 部課 機関			

1. 要旨

現在、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者は、東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第9条第2項及び本規則第21条第2項の規定に基づき現況の届出を行う必要がある。

現況の届出の際、対象要件が同一である児童扶養手当の受給者については、必要書類の添付を省略可能としているが、受給者の更なる負担軽減、事務の効率化及びペーパーレス化をすすめるため、本規則の一部改正を行いたい。

(1) 内容

①条例第9条の規則で定める届出に関する規定（第21条）の改正

受給者が提出した児童扶養手当現況届や公簿等により現況を確認することができるときは、条例第9条の規則で定める届出があったものとみなす。

②第1号様式、第12号様式の改正

文言の修正

(2) 施行日

令和7年8月1日

(3) 影響及び効果

現況届の省略を可能とすることにより、市民の負担軽減及び事務の効率化及びペーパーレス化をすすめることができる。

2. 経過（現時点に至るまでの経過）

総務課において審査済み。

3. 留意事項（問題点等）

4. 主管部処理案（検討結果等）

序議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。

5. 審議結果

決定

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。